

宇治市のかいごほけんだより

2020年6月 No.37 保存版
発行 宇治市介護保険課
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33
電話番号 22-3141(代)
URL http://www.city.uji.kyoto.jp

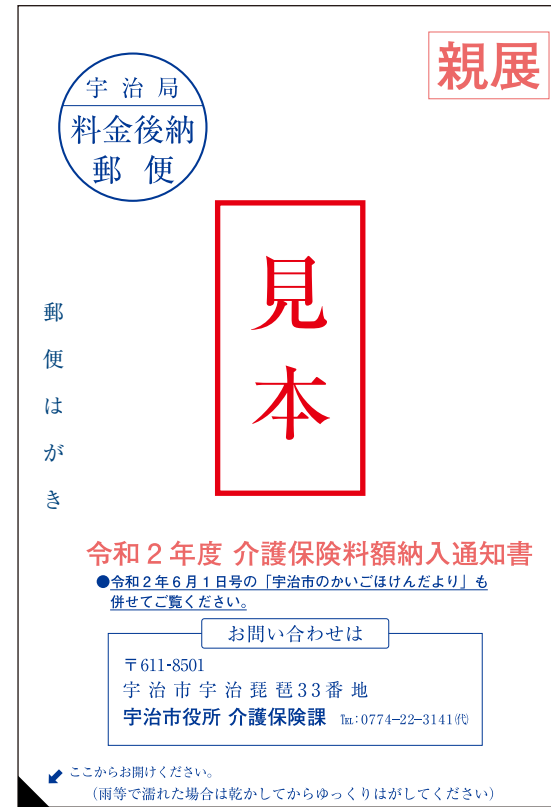
6月中旬、介護保険料額納入通知書を送付します

6月中旬に送付する「介護保険料額納入通知書」は、令和2年度に第1号被保険者(65歳以上の人)が納める介護保険料額・保険料段階(第1～15段階)・納め方などをお知らせするものです。今号に介護保険料の詳しい内容を掲載していますので、必ず保管しましょう。

圧着はがきで送付します

「介護保険料額納入通知書」を圧着はがきで送付します。

- ◆対象者…市内在住で支払方法が、次のいずれかに該当する人
 - 特別徴収(年金からの差引き)で納める人
 - 口座振替で納める人
 - 年度内に上記の両方で納める人
- 上記以外の人(納付書で納める人や送付先を市外に設定する人など)は、封書で送付します。

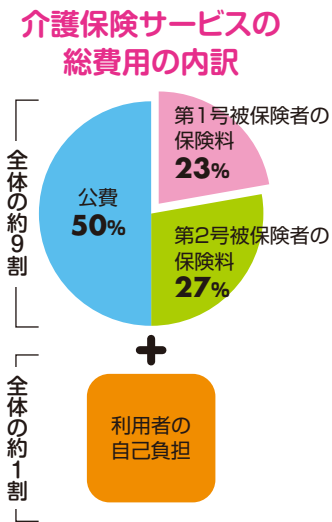


▲6月中旬に、「圧着はがき」で送付します。見落としのないようご注意ください。

介護保険の財源 ～介護保険料の使い道～

第1号被保険者(65歳以上の人)が納めた介護保険料は、主に65歳以上の皆さんが介護保険サービスを利用したときの費用に使われます(訪問介護<ホームヘルプ>や通所介護<デイサービス>の利用料、介護老人福祉施設<特別養護老人ホーム>の入所による利用料など)。なお、介護保険サービスの総費用の内訳は、次のとおりです。

- ◆全体の約9割
 - 国や都道府県、市区町村が負担する「公費」(50%)
 - 65歳以上の人(第1号被保険者)が納める「介護保険料(第1号被保険者)」(23%)
 - 40～64歳の人(第2号被保険者)が納める「介護保険料(第2号被保険者)」(27%)
- ◆全体の約1割
 - 利用者の自己負担(原則1割負担。一定以上所得者は2割または3割負担)



皆さんが安心して介護保険サービスの利用ができるように、介護保険料は必ず納めましょう。

介護保険料の決まり方

第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料の算出過程は、次のとおりです。

- ①宇治市の介護保険サービスにかかる総費用などから、「基準額(※5)」を決めます。
- ②その基準額をもとに、所得に応じて段階別に保険料を決めます。上記の算出過程をもとに、第7期(令和2年度)の介護保険料を右表のとおり設定しました。

第7期の介護保険料では、国や都道府県、市区町村が負担する「公費」(50%)とは別枠で公費を投入し、低所得者の介護保険料の軽減を行いました。令和2年度は、住民税非課税世帯を対象とした介護保険料の軽減強化が拡充されました。

- ※1: 老齢福祉年金
明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や他の年金を受給できない人に支給される年金。
- ※2: 公的年金等収入額
国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等の非課税年金は含まず。
- ※3: 合計所得金額
純損失または雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額(特別控除をした金額)、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得額及び退職所得金額の合計額。
- ※4: その他の合計所得金額
上記※3の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額。
- ※5: 基準額
各保険料段階において保険料を決める基準となる金額。

【第7期(令和2年度)の介護保険料】

保険料段階	対象者	基準額に対する割合	保険料額(年額)
第1段階	●生活保護受給者		
第2段階	●住民税非課税世帯で、本人：非課税世帯：非課税	0.25	15,600円
第3段階	●本人の公的年金等収入額(※1)受給者 ●本人の公的年金等収入額(※2)とその他の合計所得金額(※3・4)の合計が80万円以下	0.35	21,840円
第4段階	●本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が90万円以下	0.65	40,550円
第5段階	●本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える	0.80	49,910円
第6段階	●本人が住民税非課税(世帯に課税者あり)で、本人：非課税世帯：課税	基準額(※5)	62,380円
第7段階	●合計所得金額(※3)が125万円以下	1.10	68,620円
第8段階	●合計所得金額が125万円を越え200万円未満	1.30	81,100円
第9段階	●合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.65	102,930円
第10段階	●合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.95	121,650円
第11段階	●合計所得金額が400万円以上500万円未満	2.10	131,000円
第12段階	●合計所得金額が500万円以上600万円未満	2.25	140,360円
第13段階	●合計所得金額が600万円以上750万円未満	2.40	149,720円
第14段階	●合計所得金額が750万円以上900万円未満	2.55	159,070円
第15段階	●合計所得金額が900万円以上1,000万円未満	2.70	168,430円
	●合計所得金額が1,000万円以上	2.95	184,030円

※第7期(平成30年度～令和2年度)のうち令和2年度のみを掲載

市役所職員をかたった「還付金詐欺」にご注意ください。

介護保険料の納め方

介護保険料の納め方は2種類あり、原則、特別徴収(年金からの差引き)で納めます。ただし、資格取得(65歳に到達または他市区町村から転入)した年度は、普通徴収(納付書または口座振替)で納めます。納め方は、法令にもとづき決定されるため、申し出により変更できません。ただし、年度途中で介護保険料額に変更があった場合などは、特別徴収を普通徴収に変更することや特別徴収と普通徴収を同時に行うことがあります。

特別徴収(年金からの差引き)

- 前年度も特別徴収の人
引き続き、令和3年2月までの各年金受給日に介護保険料を差し引きます。
- 新しく特別徴収が開始される人
令和3年2月までの各年金受給日(最大年6回)に介護保険料を差し引きます。

なお、今年度の後半(令和2年10月以降)から特別徴収が開始される人は、年間の介護保険料額の2分の1を今年度前半(令和2年6～9月)に普通徴収(納付書または口座振替)で納め、残りの2分の1を今年度後半(令和2年10月～令和3年2月)に年金から差し引きます。

令和3年4・6・8月の特別徴収の介護保険料額は、原則、6月中旬に圧着はがきで送付する「介護保険料額納入通知書」に記載された2月の金額と同額を差し引きます。

年度途中で介護保険料額の変更

- ◆被保険者資格を喪失した場合(転出や死亡)
宇治市の被保険者であった期間(月単位)に応じて介護保険料を精算し、変更後の通知書を改めて送付します。
- ◆住民税の課税状況等の変更により保険料段階が変更した場合
介護保険料の算定基礎(根拠)となる住民税の情報に変更があった場合は、変更後の通知書を改めて送付します。

介護保険料の減額制度

宇治市では、低所得者の介護保険料の負担軽減を図るため、申請により減額を行う制度を設けています。減額の申請を希望する人は、電話などで介護保険課へ事前にご相談ください。

- ◆対象者…次のすべてに該当する人を第1段階に減額します。

- 保険料段階が、第2段階または第3段階
- 本人を含む世帯全員の前年収入の合計額が単身世帯で94万円以下(世帯人数が1人増えるごとに50万円を加算)
- 収入には非課税年金(遺族年金、障害年金など)も含まず。
- 前年収入とは、令和2年度介護保険料の場合、平成31年1月～令和元年12月の収入です。
- 他世帯の人の所得税・住民税の扶養控除あるいは医療保険の被扶養者となっていない
- 第1号被保険者が現に居住している資産の評価額が1,800万円以下であり、第1号被保険者が属する世帯が居住用資産以外に土地・家屋を所有していない
- 預貯金の合計額が単身世帯で350万円以下(世帯人数が1人増えるごとに100万円を加算)

- ◆持ち物…上記の対象者が申請時に必要なものは、次のとおりです。

- 前年収入がわかるもの(年金振込通知書・給与明細など)
- 認印
- 健康保険被保険者証
- 預貯金通帳(申請日時点で記帳を済ませたもの)

介護保険料を滞納していると

特別な事情がないにもかかわらず介護保険料を滞納していると、介護保険サービスを利用する際、滞納期間に応じて次の措置がとられます。

1年以上滞納すると 介護保険サービスの費用がいったん全額自己負担となります。申請により、あとで保険給付分(9割～7割※9)が払い戻しになります。	1年6カ月以上滞納すると 介護保険サービスの費用がいったん全額自己負担となり、申請後に払い戻される保険給付分の一部または全部が差し止められます。その後も滞納が続いた場合は、差し止められた保険給付分から、滞納していた介護保険料分が差し引かれることもあります。	2年以上滞納すると 介護保険サービスを利用した際の利用者の自己負担(1割～3割※9)が、3割または4割になったり、高額介護サービス費などが受けられなくなったりします。
--	--	---

※9:一定以上所得者の介護保険サービス費用の自己負担は2割または3割。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料等減免について

詳しくは宇治市ホームページまたは介護保険課へお問い合わせください。

- 介護保険料の減免**
新型コロナウイルス感染症の影響により、生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合や、事業収入等が著しく減少した場合は、申請により介護保険料が減免されます。
- 介護保険利用者負担金の減免**
新型コロナウイルス感染症の影響により著しく収入が減少した場合、一定の要件を満たす方は申請により利用者負担金が減免されます。

その他にも、次の要件についても申請により介護保険料が減額される場合があります。電話などで介護保険課へ事前にご相談ください。

- 震災・風水害・火災等により、家屋等に著しい損害を受けたとき
- 主たる生計維持者の死亡や失業等により、世帯の収入が激減したとき
- 刑事施設等に拘禁されたとき

